

協議第63号(継続)

地域自治区の取扱いについて

地域自治区の取扱いについて提出する。

平成16年9月20日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会  
会長 岩槻 健

協定項目	-	( ) 地域自治区の取扱いについて
<p>地域自治区の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の4第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の5第2項の規定に基づき、合併前の美方町、村岡町及び香住町の区域ごとに地域自治区を設置する。</p> <p>設置については、別紙「地域自治区の設置に関する協議書」のとおりとする。</p>		

平成 年 月 日確認・継続協議

## 地域自治区の設置に関する協議書（案）

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第2項に規定する合併関係町の協議により定める事項、その他必要な事項について、下記のとおり定めるものとする。

### 記

#### （地域自治区の設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の4第1項及び法第5条の5第2項の規定に基づき、合併前に美方町、村岡町及び香住町の区域であった区域ごとに地域自治区を設置する。

#### （地域自治区の名称）

第2条 地域自治区の名称は、それぞれ、小代区、村岡区及び香住区とする。

#### （地域自治区の事務所）

第3条 地域自治区の事務所の位置、名称及び所管区域は、次のとおりとする。

位 置	名 称	所管区域
香美町小代区大谷 564 番の 1	香美町小代地域局	小代区の区域
香美町村岡区村岡 390 番地の 1	香美町村岡地域局	村岡区の区域
香美町香住区香住字門前 1595 番地の 3	香美町役場	香住区の区域

#### （地域協議会の設置及び構成員）

第4条 地方自治法第202条の5第1項の規定により設置する各地域自治区の地域協議会（以下「協議会」という。）は、それぞれ、当該区域に住所を有する者で、次の各号に掲げるもののうちから、町長が住民の多様な意見が適切に反映されるよう配慮して選任する15人以内の委員をもって組織する。

- (1) 公共的団体が推薦する者
- (2) 識見を有する者
- (3) 公募に応じた者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任を妨げない。

4 委員の報酬については、新町において定める特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例により支払うものとする。

(協議会の会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長、副会長が次の各号のいずれかに該当するときは、協議会における出席委員の過半数の議決に基づいて解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務を行うことができないとき。

(2) 職務上の義務違反があったとき。

(協議会の権限)

第6条 協議会は、次に掲げる事項のうち、町長その他の町の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、町長その他の町の機関に意見を述べることができる。

(1) 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、町が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項

(3) 町の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

2 町長は、次に掲げる町の施策に関する重要事項であって地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、協議会の意見を聴かなければならない。

(1) 新町まちづくり計画に関する事項

(2) 基本構想及び各種振興計画に関する事項

(3) その他町長が必要と認める事項

(協議会の会議)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

6 会議は、原則として公開とする。ただし、会長が必要と認める場合は、協議会に諮ったうえで公開しないことができる。

(協議会の庶務)

第8条 協議会の庶務は、地域自治区の事務所において処理する。

(委任)

第9条 この協議書に定めるもののほか、地域自治区の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。